

意見書

平成 19 年 9 月 10 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンク B B 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書(案)(以下、「報告書案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

章	項目	具体的内容
第1章 IP化の進展等に伴う環境変化 と会計制度見直しの必要性	1. 電気通信事業における会計制度 の概要	<p>【会計制度見直しに関する基本的な考え方】</p> <p>固定通信市場においては、市場支配力を有する事業者の保有する加入者回線部分に依然ボトルネック性が存在することから、社会厚生を最大化のためには、サービス競争の促進が不可欠です。現に、FTTH 市場においては設備開放ルールにおける競争阻害性が引き起こす問題等、喫緊の課題が存在しています。</p> <p>このような状況の下、我が国において真に公正な競争を可能とする環境を構築するためには、最終的には NTT 東西のアクセス部門の構造分離が不可欠であり、それまでの間、各種制度の見直しはアクセス網の実質的な機能分離を進める方向で実施すべきです。したがって、電気通信事業会計・接続会計といった規制会計制度に係る省令改正等の見直しも、上記の方向にて行われるべきであると考えます。</p>
	2. 電気通信事業における環境変化と 会計制度見直しの必要性	<p>【水平的市場統合の進展に対応した見直しの必要性】</p> <p>NTT 東西における水平的事業展開については、2006 年度の競争評価においても「固定電話市場における市場支配力を梃子として、他の隣接市場(ブロードバンド、移動体通信等)に影響力を及ぼす懸念がある」とされているところであり、水平的市場統合の進展に起因する市場支配力の濫用防止の観点から会計の在り方を検討するとする、報告書案の内容に賛同します。</p>

章	項目	具体的内容
		<p>「電気通信事業分野における競争状況の評価 2006」第 1 章 P.58 : http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070713_5_h-1.pdf</p> <p>【垂直的市場統合の進展に対応した見直しの必要性】 レイヤーを跨った市場支配力の濫用防止の観点から会計の在り方を検討するとする、報告書案の内容に基本的に賛同しますが、フォーカスすべき部分は、ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者による市場支配力であり、検討にあたっては、アクセス網における市場支配力の濫用防止策を中心とすべきであると考えます。</p> <p>【電気通信事業における競争政策の展開にあわせた会計制度の見直しについて】 適切な競争政策の実行のためにも、会計制度は時代に適応したものでなければならず、競争政策の展開に対応した適切な会計制度となっているか否かを検証するとする、報告書案の内容に賛同します。 その際、規制政策への積極的な活用という観点からは、会計制度の見直し内容は支配的事業者にのみ適用されるようにすべきであり、その他の事業者については規制強化とならないよう、省令改正の際に留意する必要があると考えます。</p>
	3. 検討課題と検討に際しての基本的な視点等	<p>【検討の時間軸について】 まず PSTN と IP 網の並存期間にフォーカスして検討を行うことは適当と考えます。 なお、IP 網への移行が完了した以降の期間における会計制度の在り方の検討については、現行の PSTN を前提とした制度体系を抜本的に見直す必要が生じ、その検討には時間を要すると思われるため、並存期間における制度の検討が終了した後に、速やかに検</p>

章	項目	具体的内容
		討に着手すべきであると考えます。
第2章 接続会計の設備区分の在り方	1. 基本的な考え方	【NTT 東西アクセス網の実質的な機能分離について】 接続会計における、利用部門と接続事業者間における競争上の公平性確保を目的とした、接続料原価算定機能や内部相互補助のモニタリング機能等の重要性は、現時点においても色褪せるものではなく、冒頭に述べたとおり、接続会計に係る省令改正等の見直しは、NTT 東西におけるアクセス網の実質的な機能分離を進める方向で行われる必要があると考えます。
	4. 設備区分の廃止・統合	【設備区分の廃止・統合について】 利用部門における設備区分には接続料原価の多角的な検証に資するものであり、その区分を統合することは適当ではないとする、報告書案の内容に賛同します。 なお、設備区分の統合・廃止を行う場合には、接続料算定に有意に機能しているか否かも含め、公開の場で議論が行われ、決定される必要があると考えます。
	5. IP化に対応した設備区分の在り方	【NTT 東西の次世代ネットワークにおける設備区分について】 NTT 東西の次世代ネットワークに関しては、接続料算定プロセスの透明化を図るためにも独立した区分を設けることが必要です。具体的な設備区分の在り方については、次世代ネットワークに関する接続ルール検討の中で、十分に議論を行って頂きたいと考えます。
第3章 電気通信事業会計の役務区分の在り方	1. 基本的な考え方	【内部相互補助の監視について】 公正な競争を確保するためには、ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者による市場支配力の濫用防止が不可欠であり、独占的市場の収益を源泉とした NTT 東西における内部相互補助は、いかなる場合でも認められるべきではありません。 このような不当な内部相互補助防止のために電気通信事業会計が担う役割は大きく、

章	項目	具体的内容
		<p>同会計に期待する機能を十分に引き出すためには、指定電気通信役務損益明細表を時代に適したものにすることが必要です。そのためにも、同明細表においては、昨今の IP 化の進展に伴い登場した多様なサービスを考慮し、詳細に区分されたサービス別に収支を整理する必要があると考えます。</p> <p>報告書案においては、指定電気通信役務損益明細表における FTTH 区分の新設が提案されており、その方向性に基本的に賛同いたしますが、内部相互補助牽制・抑止の観点からは、次項目において述べるとおり、役務区分をさらに詳細化することが望ましいと考えます。</p>
	2. 特定電気通信役務に係る役務区分等の在り方	<p>【特定電気通信役務に係る役務区分について】</p> <p>不当な内部相互補助を牽制・抑止するという観点においては、前述のとおり役務区分は可能な限り詳細化されている方が有効であると考えます。したがって、「特定電気通信役務」に係る役務区分については、プライスカップ規制における料金バスケットと一致させる必要性はないと考えます。</p> <p>むしろ、今後の NTT 東西における次世代ネットワーク展開を考慮し、現行の区分をベースにして、以下のとおり詳細化する必要があると考えます。</p>

章	項目	具体的内容																												
		<p data-bbox="1077 296 1733 320">< 指定電気通信役務損益明細表における専用役務の詳細化案 ></p> <table border="1" data-bbox="1106 347 1491 895"> <tr> <td rowspan="12" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">専用役務</td> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">P S T N</td> <td rowspan="3">一般専用</td> <td>市内専用</td> </tr> <tr> <td>市外専用</td> </tr> <tr> <td>小計</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高速デジタル伝送</td> <td>市内専用</td> </tr> <tr> <td>市外専用</td> </tr> <tr> <td>小計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">N G N</td> <td rowspan="3">一般専用</td> <td>市内専用</td> </tr> <tr> <td>市外専用</td> </tr> <tr> <td>小計</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高速デジタル伝送</td> <td>市内専用</td> </tr> <tr> <td>市外専用</td> </tr> <tr> <td>小計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3">小計</td> </tr> </table> <p data-bbox="1021 970 1827 994">【特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る役務区分について】</p> <p data-bbox="1021 1018 2018 1137">IP 系サービスの重要度が高まる中、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る区分の詳細化を図ることは、内部相互補助の牽制・抑止の観点からも不可欠であると考えます。</p> <p data-bbox="1021 1161 2018 1337">特に FTTH 市場においては、NTT 東西が積極的な営業活動を行っているところですが、その営業活動の原資が独占市場における収入で賄われているのだとしたら、そのようなことは一切認められるべきではなく、FTTH に係る収支の明確化により、このような不当な内部相互補助を牽制・抑止する必要があります。したがって、新たにBフレッツに係る区分</p>	専用役務	P S T N	一般専用	市内専用	市外専用	小計	高速デジタル伝送	市内専用	市外専用	小計	その他			N G N	一般専用	市内専用	市外専用	小計	高速デジタル伝送	市内専用	市外専用	小計	その他			小計		
専用役務	P S T N	一般専用				市内専用																								
						市外専用																								
					小計																									
		高速デジタル伝送			市内専用																									
					市外専用																									
				小計																										
	その他																													
	N G N	一般専用		市内専用																										
				市外専用																										
				小計																										
		高速デジタル伝送		市内専用																										
			市外専用																											
小計																														
その他																														
小計																														

章	項目	具体的内容																																			
		<p>を新設とする、報告書案の内容に賛同します。なお、報告書案においては「FTTH」「その他」という区分が提案されていますが、内部相互補助を牽制・抑止する観点からは、役務区分は可能な限り詳細化されることが望ましく、以下のとおりさらに細分化すべきであると考えます。</p> <p>< 指定電気通信役務損益明細表における特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の詳細化案 ></p> <table border="1" data-bbox="1099 639 1832 1227"> <tr> <td rowspan="14" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特定電気通信役務以外の指定電気通信役務</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">B フ レ ッ ツ</td> <td colspan="2">地域IP網</td> </tr> <tr> <td>アクセス回線</td> <td>一戸建て住宅向け(ハイパーファミリータイプ・ファミリー100)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集合住宅向け(マンションタイプ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オフィス向け(ビジネスタイプ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一戸建て住宅オフィス向け(ベーシックタイプ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">F T T H</td> <td colspan="2">ひかり電話</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中継網</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">N G N</td> <td>アクセス回線</td> <td>一戸建て住宅向け(ハイパーファミリータイプ・ファミリー100)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集合住宅向け(マンションタイプ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オフィス向け(ビジネスタイプ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一戸建て住宅オフィス向け(ベーシックタイプ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">ひかり電話</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">小計</td> </tr> </table> <p>ここでは、ひかり電話は指定電気通信役務として指定されたという前提にしている。</p>	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	B フ レ ッ ツ	地域IP網		アクセス回線	一戸建て住宅向け(ハイパーファミリータイプ・ファミリー100)		集合住宅向け(マンションタイプ)		オフィス向け(ビジネスタイプ)		一戸建て住宅オフィス向け(ベーシックタイプ)	F T T H	ひかり電話		中継網		N G N	アクセス回線	一戸建て住宅向け(ハイパーファミリータイプ・ファミリー100)		集合住宅向け(マンションタイプ)		オフィス向け(ビジネスタイプ)		一戸建て住宅オフィス向け(ベーシックタイプ)		ひかり電話			その他			小計	
特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	B フ レ ッ ツ	地域IP網																																			
		アクセス回線			一戸建て住宅向け(ハイパーファミリータイプ・ファミリー100)																																
					集合住宅向け(マンションタイプ)																																
					オフィス向け(ビジネスタイプ)																																
				一戸建て住宅オフィス向け(ベーシックタイプ)																																	
	F T T H	ひかり電話																																			
		中継網																																			
		N G N		アクセス回線	一戸建て住宅向け(ハイパーファミリータイプ・ファミリー100)																																
					集合住宅向け(マンションタイプ)																																
					オフィス向け(ビジネスタイプ)																																
					一戸建て住宅オフィス向け(ベーシックタイプ)																																
				ひかり電話																																	
		その他																																			
		小計																																			

章	項目	具体的内容
		<p>FTTH 市場の成長が著しいことを考慮すると、当該市場に係る内部相互補助の牽制・抑止は早急に求められるものであり、NTT 東西に対しては、FTTH の区分を新設した上での指定電気通信役務損益明細表の作成を 2008 年度分から求めるべきであると考えます。なお、区分の新設に伴い作成に準備期間を要するというのであれば、2008 年度分は参考値という形で公表することも検討に値すると思えます。</p> <p>【指定電気通信役務以外の電気通信役務に係る役務区分について】</p> <p>NTT 東西は光 IP 電話サービスにおいて固定電話と比べて遜色ないサービスを提供しており、その回線数は増加しつつあります。加えて、光 IP 電話市場においては旧来の固定電話から移行した利用者が多く、NTT 東西は固定電話市場における独占的な地位を梃子にし、光 IP 電話市場においても再び独占的な地位を確立しつつあります。</p> <p>すなわち、ひかり電話の提供に係るルータは、その指定が解除された時と大きく状況が異なっており、いまや「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備」であり、早急に当該ルータを第一種指定電気通信設備として指定すべきであると考えます。その上で、指定電気通信役務損益明細表においてひかり電話の区分を新設し、NTT 東西に対し個別の収支整理を義務付けるべきであると考えます。</p>
	3. 多様な料金形態への対応	<p>【電気通信事業分野における競争の促進に関する指針について】</p> <p>指定電気通信役務が関わるバンドルサービスは、市場支配力を梃子にして隣接市場へその影響力を及ぼすこととなることから、厳しい監視が必要であると考えます。したがって、指定電気通信役務間のバンドルサービスについても、料金を区別せずに設定するときは、契約約款の変更命令の発動を可能とすることを明確化すべく、「電気通信事業分野</p>

章	項目	具体的内容
		<p>における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」という。)を改正すべきとする、報告書案の内容に賛同します。</p> <p>上記の改正タイミングにあわせて、競争セーフガード制度等、他制度において指摘された事項(例:NTT 東西における共同営業の問題等)についても、共同ガイドラインに盛り込み、同ガイドラインの充実化を図ることが適当と考えます。</p> <p>【バンドルサービスに係る役務区分について】</p> <p>バンドルサービス間においても、不当な内部相互補助の牽制・抑止の必要性に変わりはありません。前述のとおり、独占的市場の収益を源泉とした NTT 東西における内部相互補助は、ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者による市場支配力の濫用防止の観点から、いかなる場合でも認めるべきではないと考えます。したがって、内部相互補助の牽制機能に実効性を持たせるためにも、指定電気通信役務が含まれるバンドルサービスについては、全てその収支を明らかにするよう NTT 東西に対して義務付けるべきであると考えます。</p>
	4. IP化に対応した役務区分の在り方	<p>【IP化に対応した役務区分の在り方】</p> <p>時代に対応した会計制度とすべく、定期的に役務区分の適切性を検証し、必要に応じて機動的に役務区分の追加を行うことが必要であると考えます。</p> <p>なお、NTT 東西の次世代ネットワーク上で提供されるサービスについては、電気通信事業会計と接続会計との相互参照性の確保も考慮し、PSTN 上で提供されるサービスと区別して収支を整理する必要があると考えます。</p>
第4章 費用配賦の在り方	1. 配賦プロセスの透明化	<p>【接続会計処理手順書の見直し】</p> <p>接続会計処理手順書に関し、費用項目のコード化等を行った接続会計「配賦フロー」の</p>

章	項目	具体的内容
		<p>作成・公表は、配賦プロセスの透明性向上に資するものとするため、同フローを含む接続会計処理手順書の作成・公表をNTT東西に求めるとする、報告書案の内容に賛同します。</p> <p>加えて、配賦前後の金額や配賦基準に用いられている比率も公表し、その内容を検証可能とすべきであると考えます。その際、経営情報に該当し公開に適さない部分があるのであれば、そのような部分については、秘密保持契約(NDA)締結を前提に情報開示を行う制度、第三者委員会による監査の仕組み、総務省において分析・検証する仕組み等の適用を検討すべきであると考えます。</p> <p>【接続会計処理手順書の位置付けの明確化】</p> <p>接続会計処理手順書の作成・開示の根拠をより明確化することが必要、とする報告書案の内容に賛同します。同手順書の作成・開示をNTT東西に義務付ける旨の内容を、接続会計規則において明確に規定すべきであると考えます。</p> <p>【指定電気通信役務損益明細表作成プロセスに係る透明性の確保について】</p> <p>指定電気通信役務損益明細表については、そもそもその作成フローが一切公表されておらず、透明性確保の観点から問題があるものと考えます。したがって、同明細表に関しては、基本料費用に係る部分にとどまらず、接続会計処理手順書と同様に全ての手順の公表をNTT東西に義務付けるべきであると考えます。</p> <p>また、配賦前後の金額や配賦基準に用いられている比率の公表についても、前述の「接続会計処理手順書の見直し」の部分で述べた内容と同様の方法にて取り扱うことを検討すべきであると考えます。</p>

章	項目	具体的内容
	2. 配賦基準の適正化	<p>【検証対象とする費用項目について】</p> <p>配賦基準の適正化にあたり、その検証・見直しの対象を NTT 東西の営業費用に占める割合の大きい費用項目に絞るというアプローチは、検討に要する時間が限られていることを考慮すると適切と考えます。しかしながら、減価償却費も報告書案で検証対象としている施設保全費とほぼ同規模であるため、減価償却費についても論点を絞った上で検証・見直しを行う必要があると考えます。</p> <p>【配賦基準の見直しに係る透明性の確保について】</p> <p>配賦基準は可能な限り直課となることが望ましいと考えますが、そもそも直課が可能か否かを知り得るのはNTT 東西のみであり、接続事業者との間には著しい情報の非対称性が存在します。したがって、配賦基準の変更においては、その変更に至った理由・背景を客観的に示す資料の公表をNTT 東西に義務付け、変更の適正性について第三者が検証可能とすべきであると考えます。</p>
第5章 減価償却費の在り方	1. 基本的な考え方	<p>【経済的耐用年数の採用について】</p> <p>税法上の規定については、企業における投資活動を促進するといった政策的な観点での見直し(償却期間の短縮)等が行われることもあり、本来の使用実態とは乖離する傾向が強く、法定耐用年数の採用は、必ずしも合理性が高いとは言えないと考えます。したがって、固定資産の使用期間に応じた適正な費用算定の観点から、経済的耐用年数により減価償却費を算定すべきとする報告書案の内容に賛同します。</p>
	2. 対象設備	<p>【経済的耐用年数採用対象となる設備について】</p> <p>経済的耐用年数の導入により得られる効果が大きいものを優先するという観点から、光ファイバに係る減価償却費について経済的耐用年数を最優先に適用するとする、報告書</p>

章	項目	具体的内容
		案の内容に賛同します。
	3. 経済的耐用年数の算定方法	<p>[光ファイバの経済的耐用年数の再見直し]</p> <p>2007年4月に公表された「長期増分費用モデル研究会」報告書によると、新モデルにおける光ファイバの経済的耐用年数に係る推計に関しては撤去法が用いられ、過去の光ファイバ撤去実績が重視されていますが、当該実績は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黎明期の光ファイバは技術的には現在ほど安定していなかったと考えられること ・光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行し、再敷設が発生したと考えられること ・最近ビル等の建て替え頻度も以前と比べ多くなく、光ファイバケーブルの再敷設が少ないと考えられること <p>といったことを考慮すると、現在稼働中の光ファイバの撤去予測年数より相当短いと推察されることから、過去の撤去実績のみで経済的耐用年数を推測すべきではないと考えます。</p> <p>したがって、光ファイバの経済的耐用年数の推計においては、直近の光ファイバの撤去実績を利用する、撤去されていない稼働中の光ファイバについては撤去までの期間が過去の実績と比較し長くなると想定して算定する等、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべきであると考えます。</p>
	4. 対象となる会計	<p>[対象となる会計について]</p> <p>経済的耐用年数は、事業者間の公正な競争環境の整備に資する接続料原価算定の適正化を第一の目的として、まずは接続会計を対象に導入すべきとする、報告書案の内容に賛同します。</p> <p>さらに、算定プロセス及びユーザ料金との関係も含め接続料算定の適正性の検証を行</p>

章	項目	具体的内容
		<p>うためには、電気通信事業会計と接続会計の比較検証を可能とすることが有効であることから、NTT 東西の電気通信事業会計においても、接続会計と同じく経済的耐用年数を導入することがより望ましいと考えます。</p>
<p>第6章 子会社等との取引の透明化</p>	<p>1. 基本的な考え方</p>	<p>【子会社等との取引の透明化に係る基本的な考え方】</p> <p>接続料原価算定の適正化を図る観点からは、NTT 東西の子会社等への業務委託の実態に係る会計上のチェックを可能にするとともに、チェックの結果、非効率性の存在が判明した場合にはそれを是正可能とする仕組みを設ける必要があると考えます。</p>
	<p>2. 受託業務の効率化効果の把握</p>	<p>【対象となる業務委託先について】</p> <p>NTT 東西からの受託業務の効率化効果を把握するという目的に鑑み、その検証対象とする業務委託先を NTT 東西の子会社に限定せず、少なくとも NTT 持株会社の連結対象会社は全て含むことが適当とする、報告書案の内容に賛同します。</p> <p>【提出書類、報告内容について】</p> <p>NTT 東西における子会社との取引に関し、これまで電気通信事業会計規則において定められていた開示内容より、より詳細な内容の報告をNTT 東西に義務付けることは、受託業務の効率化効果把握に資すると考えます。</p> <p>なお、当該報告内容について、報告書案においては、開示の対象とすることは不適当とされていますが、前述の「接続会計処理手順書の見直し」の部分で述べた内容と同様の方法にて取り扱うことを検討すべきであると考えます。</p>

章	項目	具体的内容
	3. 子会社等への業務委託状況の開示	<p>【開示レベルについて】</p> <p>企業会計における一般的な原則をそのまま適用するのではなく、電気通信事業会計の目的を踏まえ、少なくとも従来の開示レベルを維持することが適当であるとする、報告書案の内容に賛同します。</p> <p>なお、報告書案 P.46 において、「子会社等における受託業務の実施に要した費用に基づき、最終的には接続料原価を算定することが望ましい」とありますが、これを実現するためには、まずは NTT 東西における作業委託の状況を確認に検証することが必要と考えます。そのためには、従来開示対象となっていた NTT 東西の子会社との取引に関し、今後、電気通信事業会計規則様式第 4 「個別注記表における記載上の注意」に基づく開示を NTT 東西に求める等、本件に係る情報の開示レベルをより高めていく必要があると考えます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><電気通信事業会計規則 様式第 4 「個別注記表における記載上の注意」より抜粋></p> <p>10 関連当事者(会社計算規則第 140 条第 4 項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。)との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であって、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者毎に表示しなければならない。</p> <p>(1) 当該関連当事者が会社等(会社計算規則第 2 条第 3 項第 16 号に規定する会社等をいう。)であるときは、次に掲げる事項</p> <p>ア その名称</p> <p>イ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該事業者が有する議決権の数の割合</p> </div>

章	項目	具体的内容
		<p>ウ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項</p> <p>ア その氏名</p> <p>イ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該事業者と当該関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p>
<p>第7章 会計制度の検証可能性の向上</p>	<p>1. LRIC費用と実際費用の比較・検証</p>	<p>【LRIC費用と実際費用の比較・検証について】</p> <p>LRICモデルの最適化・精緻化を目的として、LRIC費用と実際費用の比較を行うとする、報告書案の内容に賛同します。</p> <p>両費用の比較検討の結果、仮にLRIC費用が実績の費用を上回ることとなった場合には、差異が生じた原因を検証し、LRICモデルの見直し等を行うことで、常に接続料原価の低廉化を図ることが適当と考えます。一例として、中継網をIPネットワーク技術で構築した前提で原価算定を行う等の方法が検討に値すると思えます。</p>
	<p>3. 基礎的電気通信役務収支表の活</p>	<p>【基礎的電気通信役務収支表の詳細化について】</p>

章	項目	具体的内容
	用による効率化効果の検証	NTT 東西における経営効率化の実績の検証可能性をより高めるべく、基礎的電気通信役務収支表の営業費用について管理部門と利用部門に区分し、利用部門単体の営業費用を把握可能にすることが必要とする、報告書案の内容に賛同します。
	4. 会計データの検証体制等の充実	<p>【検証体制の充実について】</p> <p>外部の有識者の活用等も含めて、会計データの検証体制等を充実とする、報告書案の内容に賛同します。その際には、検証に携わる有識者の選定プロセス、検証プロセスおよび検証結果について透明性を確保する必要があると考えます。</p> <p>【会計データのより一層の活用について】</p> <p>冒頭に述べたとおり、各種制度の見直しは NTT 東西におけるアクセス網の実質的な機能分離を進める方向で実施すべきであり、今後、管理部門と利用部門の実質的な機能分離を進めるべく、会計データをより一層活用の上、適切な施策を講じて頂きたいと考えます。</p> <p>例えば、接続会計における NTT 東西の損益計算書をもとに利用部門と管理部門の利益率を計算すると、利用部門と比べて管理部門の利益率が高い状況となっていますが、これは利用部門と管理部門間の費用配賦が適切でなく、接続料が高止まりしているといった可能性を示唆するものと考えられ、こうしたデータをもとに接続料算定方法の適正性の検証を行う等の対応が考えられます。</p>
第8章 施策展開の方向性		<p>【今後の見直しについて】</p> <p>会計制度については、料金政策等の見直しを踏まえて随時機動的に見直しを行うとする、報告書案の内容に賛同します。</p>

以上